

第Ⅱ期一般事業主行動計画

平成22年 4 月 1 日総長裁定

1. 計画期間等

(1) 計画期間

平成22年4月1日から平成25年3月31日までの3年間とする。

(2) 計画の見直し

行動計画は、期間中における人事制度の改正，職員からの要望等に応じて弾力的に変更できるものとする。

2. 内容

(1) 「子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備」関連

1) 妊産婦である女性職員に対する支援制度の周知と強化

2) 男性職員が利用できる子育て支援制度の周知と強化

3) 子育て支援に係る要望等の調査・研究

- ① 計画期間中において、現在の支援制度の利用状況や要望を調査し、その結果を公表する。
- ② 利用状況等の調査結果を踏まえ、職員の視点に立った制度としていくための、種々の支援制度について調査研究を行うものとする。
- ③ 計画期間中においても実施可能なものは速やかに導入する等、より実効性の高い制度とするよう努力する。

(2) 「働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備」関連

1) 職場環境の改善を図る

- ① 仕事と生活の調和を実現させるため、時間外労働の縮減を図る
- ② 年次有給休暇が取得しやすい職場環境を構築し、活力とゆとりある職場を目指す

(3) その他次世代育成支援対策

職員からの要望に基づいた「事業所内保育所」の設置